

# 板橋区環境マネジメントシステム 省エネ・省資源ハンドブック

制 定 令和8年3月31日

最終改訂 令和 年 月 日

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| はじめに .....                | 1  |
| 1 省エネルギー対策 .....          | 2  |
| 2 資源の有効活用 .....           | 6  |
| 3 廃棄物の削減・再資源化 .....       | 7  |
| 4 グリーン購入及び環境配慮契約の推進 ..... | 12 |
| 改訂履歴 .....                | 15 |

## はじめに

板橋区は、「ゼロカーボンいたばし 2050」の実現に向け、地域の脱炭素化や資源循環の推進に取り組んでいます。

こうした取組を着実に推進するためには、区が率先して環境負荷の低減に取り組み、地域の模範となることが重要です。

本ハンドブックは、職員が日常業務において取り組むべき環境改善活動の指針として、省エネルギー対策、資源の有効活用、グリーン購入の推進など、具体的な環境改善活動の行動手順を示しています。

持続可能な地域社会の実現には、職員一人ひとりが環境意識を高め、主体的に行動することが不可欠です。本ハンドブックを積極的に活用し、日々の業務において環境改善活動を実践してください。

# 1 省エネルギー対策

## 1 目的

エネルギー使用に係る環境負荷を低減するため、職員が日常的に取り組むべき省エネルギー対策と電力需給ひっ迫時の節電対策について、実施基準等を定めます。

## 2 基本的な取組

日常業務における省エネルギー対策として、以下の取組を実施し、電気・ガス等のエネルギー使用量を必要最小限に抑えます。

電気の使用については、別に定める「節電レベル表」に基づき、平常時から継続的に管理します。

- ・空調設備は、室温が夏季 28℃、冬季 20℃となるよう、設定します。
- ・夏季（5月1日～10月31日）は、軽装により、執務を行います。
- ・冬季（11月1日～3月31日）は、重ね着等により、執務を行います。
- ・空調、照明、給湯設備及び OA 機器は、必要な時間帯のみ使用し、始業前・終業後の不要な運転を避けます。
- ・定期的な清掃・点検・修理により、機器の性能を維持します。

### 《クールビズ・ウォームビズ》

板橋区では、2005（平成17）年度から、クールビズ、ウォームビズに取り組んでいます。クールビズは、軽装などにより冷房使用を抑制し、夏を快適に過ごすための取組、ウォームビズは重ね着などにより暖房使用を抑制し、冬を快適に過ごすための取組です。これにより、空調機器によるエネルギー使用を抑制し、地球温暖化防止に貢献しています。



## 3 節電対策（電力需給対応）

電気の使用については、「節電レベル表」に定める省エネルギー対策を実施します。需給ひっ迫時には、需給状況に応じて節電レベルを段階的に引き上げます。

【節電レベル】

|      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| レベル1 | 通常時                                            |
| レベル2 | 国から需給ひっ迫注意報（広域予備率5～3%の見通し）が発令された場合             |
| レベル3 | 国から需給ひっ迫警報（広域予備率3%を下回る見通し）が発令された場合             |
| レベル4 | 区内で計画停電実施（警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率1%を下回る見通し）となる場合 |

【節電レベル表（1/2）】

| ＜区施設＞ 節電レベル |                       | レベル4                | レベル3 | レベル2 | レベル1 |
|-------------|-----------------------|---------------------|------|------|------|
| 照明          | 照明の照度<br>（机上）         | 必要最小限の点灯            | ○※1  |      |      |
|             |                       | 300ルクス程度            |      | ○※1  |      |
|             |                       | 500ルクス程度            |      | ○    | ○    |
|             | エレベーターホール・<br>廊下等の照明  | 消灯<br>（避難時の必要照度を確保） | ○    |      |      |
|             |                       | 間引き                 |      | ○    | ○    |
|             | トイレ洗面器前<br>の照明        | 消灯・取外し              | ○    | ○    | ○    |
|             | トイレ全般の照明              | 使用時のみ点灯             | ○    | ○    | ○    |
|             | 階段室の照明セン<br>サー（調光タイプ） | 停止                  | ○    | ○    | ○    |
|             | 昼休みの照明<br>（窓口除く）      | 消灯                  | ○    | ○    | ○    |
|             | 執務場所の照明               | 最小限の範囲の照明           | ○    |      |      |
|             |                       | 可能な限りまとめる           |      | ○    | ○    |
|             | 未使用の部屋                | 消灯の徹底               | ○    | ○    | ○    |
|             | 案内表示・看板<br>の消灯        | 消灯・減灯               | ○    | ○    |      |
|             |                       | 必要に応じて点灯            |      |      | ○    |

※1: 学校の教室とそれに準ずる場所は「学校環境衛生の基準」にて対応すること。

|    |                    |                          |   |   |   |   |
|----|--------------------|--------------------------|---|---|---|---|
| 空調 | 室温                 | ＜夏季＞ 必要最低限の温度            | ○ |   |   |   |
|    |                    | ＜冬季＞ 原則暖房停止              |   |   |   |   |
|    |                    | ＜夏季＞ 28℃                 |   | ○ | ○ | ○ |
|    |                    | ＜冬季＞ 20℃                 |   |   |   |   |
|    | 冷温水発生機等の<br>熱源機の運転 | ＜夏季＞ 最小限の範囲で運転           | ○ |   |   |   |
|    |                    | ＜冬季＞ 可能な限り停止             |   |   |   |   |
|    |                    | 執務時間中に室温が適温に保<br>たれるよう起動 |   | ○ | ○ | ○ |
|    | 執務場所の空調            | 最小限の範囲の空調                | ○ |   |   |   |
|    |                    | 可能な限りまとめる                |   | ○ | ○ | ○ |
|    | 日射対策               | カーテン、ブラインドの調整            | ○ | ○ | ○ | ○ |

【節電レベル表（２／２）】

| ＜区施設＞       |                          | 節電レベル                       | レベル4 | レベル3 | レベル2 | レベル1 |
|-------------|--------------------------|-----------------------------|------|------|------|------|
| エレベーター      | 台数制限                     | 原則全停止                       | ○    |      |      |      |
|             |                          | 一部停止                        |      | ○    |      |      |
|             |                          | 節電運用                        |      |      | ○    | ○    |
|             | 職員の階段利用                  | 原則階段利用                      | ○    | ○    |      |      |
|             |                          | 可能な限り階段利用                   |      |      | ○    | ○    |
| トイレ         | 温水洗浄・暖房便座<br>(だれでもトイレ除く) | 使用停止                        | ○    | ○    | ○    |      |
|             |                          | 使用可(未使用時はフタ閉)               |      |      |      | ○    |
| パソコン        | 昼休み・<br>長時間離席時           | 窓口を除き電源OFF                  | ○    | ○    | ○    |      |
|             |                          | 原則として電源OFF又はスリープ(スタンバイ)モード  |      |      |      | ○    |
|             | 運転モード                    | 可能な限りバッテリー駆動<br>及び画面輝度を低に調整 | ○    | ○    |      |      |
|             |                          | 節電モード(画面照度抑制)               |      |      | ○    | ○    |
|             | 退庁時・未使用時                 | コンセント抜き                     | ○    | ○    | ○    | ○    |
|             | プリンタ・FAX・<br>その他OA機器     | 複合機以外使用停止                   | ○    |      |      |      |
|             |                          | 複合機以外原則停止                   |      | ○    | ○    |      |
|             |                          | 節電モードで使用                    |      |      |      | ○    |
| その他<br>機器   | 冷蔵庫<br>(業務利用除く)          | 冷蔵設定温度[中]                   | ○    | ○    | ○    | ○    |
|             |                          | 給湯室の冷蔵庫のみ使用                 | ○    | ○    | ○    | ○    |
|             | IHコンロ<br>(キッチンヒーター)      | 使用停止(業務利用除く)                | ○    |      |      |      |
|             |                          | 使用可                         |      | ○    | ○    | ○    |
|             | 手洗い・流し用電気<br>温水器         | 使用停止                        | ○    | ○    | ○    | ○    |
|             | 電気給湯器<br>(給湯室)           | 使用停止                        | ○    | ○    | ○    |      |
|             |                          | 午後1時以降使用停止                  |      |      |      | ○    |
|             | 電気ポット                    | 使用停止                        | ○    | ○    | ○    |      |
|             |                          | 課・施設で1台のみ使用可<br>(複数台使用停止)   |      |      |      | ○    |
|             | 電子レンジ等<br>(業務利用除く)       | 使用停止                        | ○    | ○    | ○    |      |
|             |                          | 職員休養室(本庁舎北館9階)<br>のみ使用可     |      |      |      | ○    |
|             | 自動販売機                    | 節電運転の協力依頼                   | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 待機電力<br>の削減 | 電気製品全般                   | 未使用時はコンセントを抜く               | ○    | ○    | ○    | ○    |

#### 4 省エネルギー対策における想定効果

国の資料に基づき、省エネルギー対策の想定効果を以下に示します。

想定される効果は、各課・施設の設備・運用状況により異なりますが、日常業務における継続的な取組の積み重ねが大きな成果につながります。

##### (1) 夏季（冷房期）の省エネルギー対策と想定効果

###### 省エネ効果

###### 【照明】

- ・可能な範囲で執務室等の照明を間引き  
(省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値)
- ・使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）の消灯

約 13%削減

約 3%削減

###### 【空調】

- ・日中の日射を避けるため、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用
- ・使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）の空調を停止

約4%削減

約2%削減

###### 【OA機器】

- ・長時間離席する場合は、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードに設定

約4%削減

##### (2) 冬季（暖房期）の省エネルギー対策と想定効果

###### 【照明】

- ・可能な範囲で執務室等の照明を間引き  
(省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値)
- ・使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）の消灯

約 8%削減

約3%削減

###### 【空調】

- ・使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）の空調を停止

約 2%削減

###### 【OA機器】

- ・長時間離席する場合は、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードに設定

約 4%削減

出典：資源エネルギー庁「夏季の省エネ（オフィス）」

(<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230609003/20230609003-9.pdf>)

資源エネルギー庁「冬季の省エネ（オフィス）」

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/data/2025\\_winter/leaflet\\_office.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/2025_winter/leaflet_office.pdf))

## 2 資源の有効活用

### 1 目的

資源の有効活用を推進するため、紙、水及び自動車の適正利用に関する具体的な取組を定めます。

### 2 紙の適正利用（ペーパーレスの推進）

- ・電子起案やワークフローを活用し、電子決裁を推進します。
- ・区職員のための会議については、開催通知の簡素化や会議資料のペーパーレス化を徹底します。
- ・ポータル等を活用した電子回覧を推進し、紙媒体での回覧を削減します。
- ・「冊子類配付基準」に基づき、冊子類の配付は、真に必要とする場合を除き、紙媒体では配付しないものとします。
- ・印刷が必要な場合は、可能な限り両面印刷・集約印刷を活用し、紙の使用量を削減します。

### 3 水の適正利用

- ・清掃や洗浄等で水を使用する場合は、必要最小限の水量とします。
- ・使用後は、水栓の閉め忘れがないよう確認します。
- ・日頃から水漏れ点検を行い、漏水を発見した場合は速やかに修繕します。
- ・散水等は、可能な限り雨水や再利用水を活用します。
- ・蛇口へ節水コマを取り付けるなど、節水機器の導入に努めます。

### 4 自動車の適正利用

- ・自転車や公共交通機関が利用可能な場合はこれらを利用し、特に水曜日はノーカーデーの趣旨に従い、自動車の使用を控えます。
- ・業務上可能な場合は、相乗りを励行します。
- ・駐停車する際は、アイドリングストップを徹底します。
- ・不要な荷物を積載しないようにします。
- ・適正な車間距離を保ち、急な加減速を避けたエコドライブを心がけます。  
（参考：一般道路 40km/h、高速道路 80km/h 程度）



### 3 廃棄物の削減・再資源化

#### 1 目的

廃棄物の削減・再資源化を推進するため、日常業務における3R（リデュース・リユース・リサイクル）の具体的な取組を定めるとともに、各課・施設におけるごみの分別方法を示します。

#### 2 3Rの取組

##### (1) リデュース（Reduce／ごみの発生を抑える）

- ・物品を購入する際は、必要性及び在庫状況を十分に確認し、必要最小限の量のみ購入します。
- ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチック（弁当容器、飲料容器など）の使用を抑制します。
- ・区が主催する会議においては、ペットボトルによる飲料提供を原則廃止とします。
- ・詰め替え商品を選択し、容器の削減に努めます。
- ・減装商品（容器や包装を減らした商品）を選択します。

##### (2) リユース（Reuse／繰り返し使う）

- ・使い捨て製品ではなく、再利用可能な製品を選択します。
- ・事務用品の共有化及び再利用を図ります。
- ・不要となった備品及び消耗品については、他部署での再利用を検討します。
- ・片面のみ使用した紙は、メモ用紙等に再利用します。
- ・使用済み封筒は、文書交換袋等として再利用します。

##### (3) リサイクル（Recycle／再び資源として利用する）

- ・資源ごみは分別区分を遵守し、適正に排出します。
- ・古紙・使用済み容器等は、定められた方法により回収し、再資源化します。



板橋区では、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を発展させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、「板橋かたつむり運動」を推進しています。

身近な行動からごみの減量・リサイクルに取り組みましょう。  
一人ひとりの実践がごみの減量が、ごみ処理に必要な消費エネルギー削減につながり、環境にやさしい循環型社会をつくれます。

関連ページ：「板橋かたつむり運動」を実施しています |

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/katatsumuri/1001823.html>

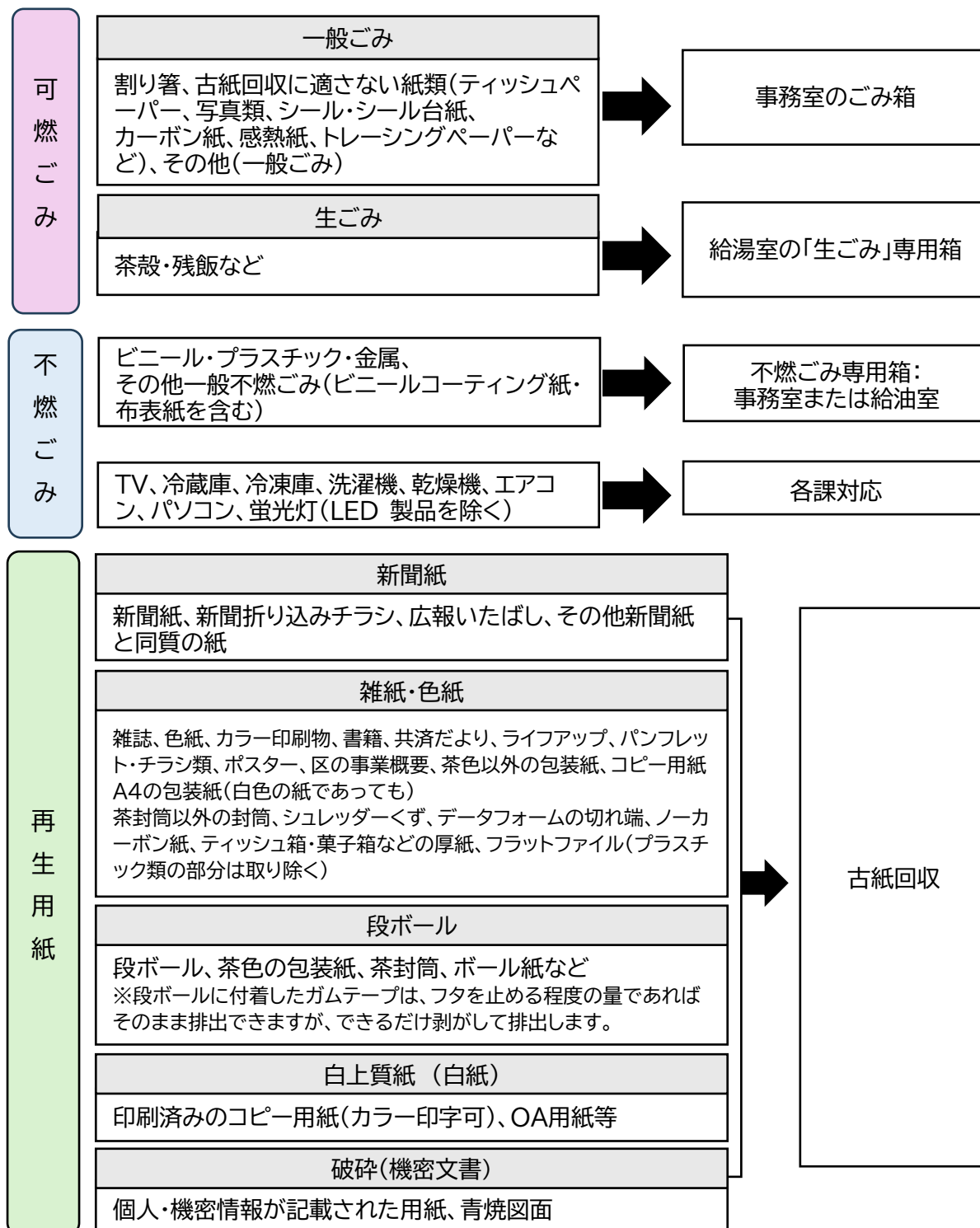
### 3 ごみの分別方法

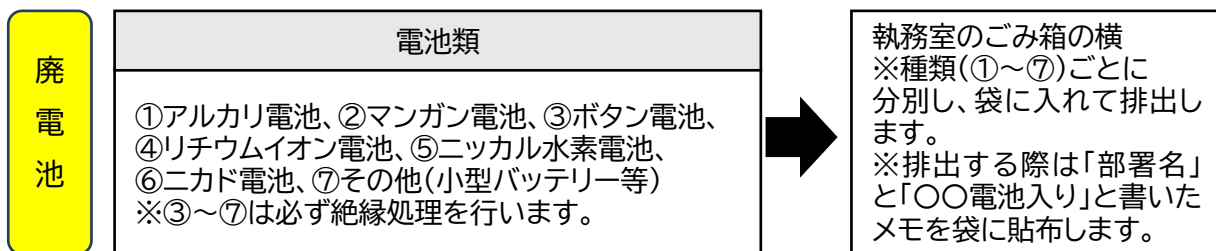
適切な分別は、資源の有効活用と環境保全の基本です。

各課・施設ごとに定められたルールに従い、分別を徹底することで、リサイクル可能な資源の再利用とごみの減量化を実現することができます。

#### (1) 本庁舎の場合

##### ア 分別方法





#### 【廃電池の絶縁処理】



ボタン電池等はセロハンテープやビニールテープで巻きます。

端子部分にも、セロハンテープやビニールテープで巻きます。

### イ 注意事項

#### ①不燃ごみ

- ・弁当ガラなどの食品容器は、ティッシュペーパーや水洗いで汚れを取ります。
- ・ペットボトル、缶、びんは必ず各自で持ち帰ります。

#### ②古紙

- ・クリップ、輪ゴム、ガチャ玉、テープ、書籍のビニールや布カバー、綴じヒモなどは取り除きます。(※ホッチキス止めはそのまま出せます。)
- ・布で覆われたもの(出勤簿の表紙など)、インデックスや粘着性のある紙については、可燃ごみとして廃棄します。
- ・再生用紙を束ねる際は、なるべく紙ひもを使用します。
- ・飛散防止と情報保護のため、機密文書は段ボールに収納します。
- ・異なる種類が混ざらないよう、同じ種類ごとにまとめて排出します。
- ・防水加工された紙(紙製のカップめん容器など)、カーボン紙、プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙、金・銀などの金属が箔押しされた紙、臭いのついた紙(線香の紙箱など)は、古紙として排出できません。

#### ③廃電池

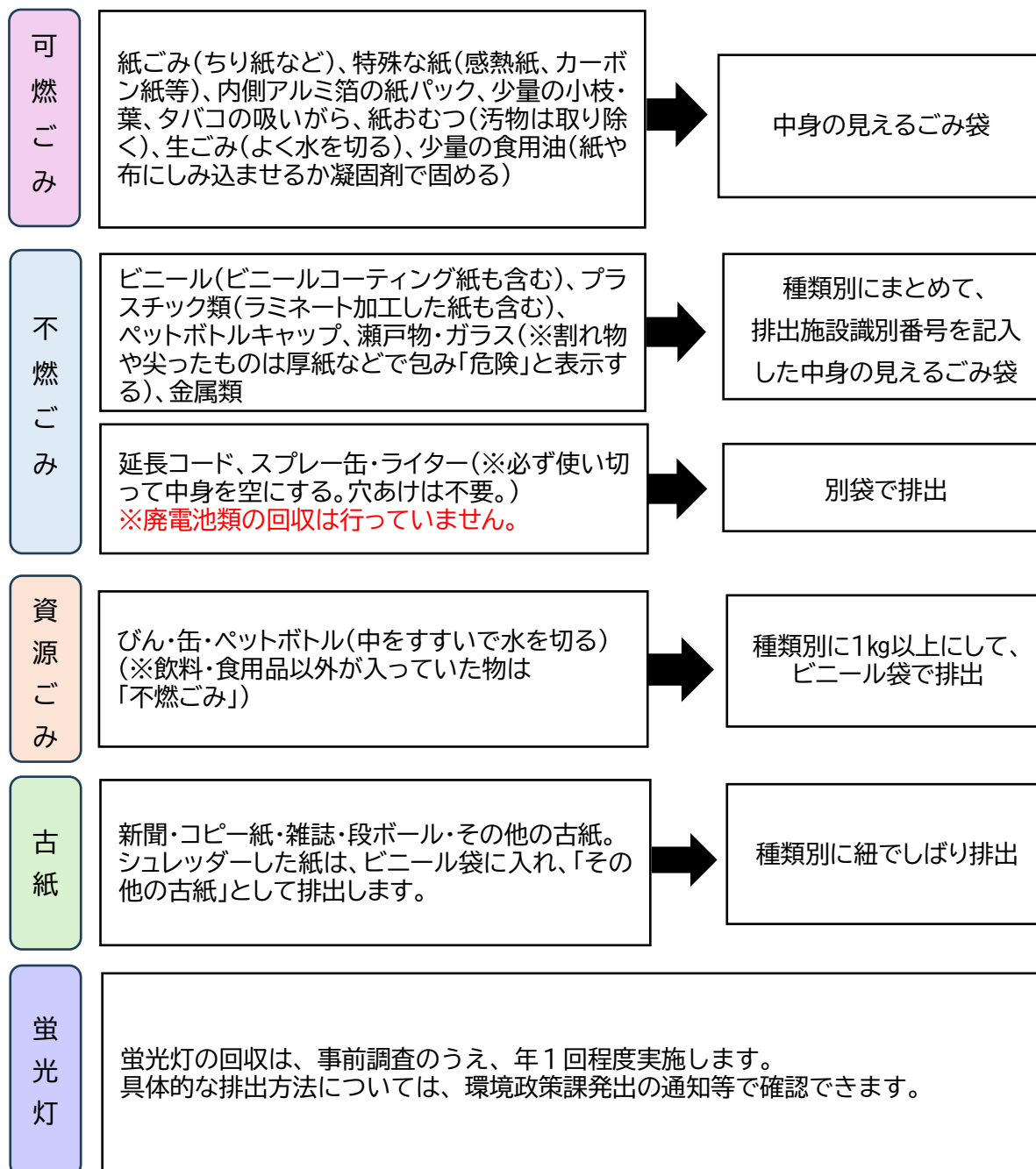
- ・区の事業活動に伴い、排出される廃電池は「事業系ごみ」で処理する必要があります。家庭ごみとしては排出できません。

#### ④混合製品の分別

- ・紙、木、プラスチック、金属等が混合した製品を廃棄する場合は、可能な限り分解して分別します。分解できない場合は、粗大ごみとして廃棄します。

## (2)区出先施設の場合（環境政策課契約分）

### ア 分別方法



### イ 注意事項

- ・区出先施設（環境政策課契約分）のごみ回収は、回収前の事前計量が必要です。
- ・環境政策課契約分は、日常業務の中で発生した継続的な廃棄物・古紙を回収対象としており、区出先施設におけるすべてのごみを回収対象としているわけではありません。下記のごみは、回収対象外となりますので、各課・施設で、適切に処理します。

**【回収対象外のごみ】**

イベント・倉庫整理・組織改正（委託、指定管理導入、民営化等）・開館・閉館・工事等に伴うごみ、粗大ごみ（机・椅子・書庫など 30cm 四方以上のもの）、汚泥、産業廃棄物のうちプラスチック類・ガラス類・金属類以外のもの、家電リサイクル法対象品（テレビ・冷蔵庫・エアコン等）、パソコン、廃電池類、充電池等を内蔵した製品

**（３）各施設の分別マニュアル**

各施設の詳細な分別ルールは、施設ごとに以下のマニュアルで定められています。

- ・本庁舎の場合：契約管財課作成の「廃棄物・再利用紙分別一覧表」
- ・出先施設の場合：環境政策課作成の「区施設ごみ等の正しい分け方・出し方、区施設廃棄物等・古紙処理の手引き」
- ・区立小中学校及び区立幼稚園の場合：学務課作成のごみの分別マニュアル

## 4 グリーン購入及び環境配慮契約の推進

### 1 目的

区の事業活動に伴う環境負荷を低減し、持続可能な循環型社会の構築を推進するため、グリーン購入及び環境配慮契約に関する具体的な取組を定めます。

### 2 グリーン購入

#### (1) 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては次の事項を基本とします。

- ・ 調達の必要性及び必要量を十分に検討します。
- ・ 製品のライフサイクル全体における環境負荷を考慮します。
- ・ 環境及び人体への有害物質の使用等が抑制された製品を選択します。
- ・ 持続可能な資源や再生材等を活用した製品を優先して選択します。
- ・ 長期使用が可能で、再利用・リサイクル及び適正処理が容易な製品を選択します。

#### (2) 区が調達を推進する環境物品等

区が調達を推進する環境物品等の分野・主な品目例を以下に示します。

なお、具体的な品目及び判断の基準については、環境省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で確認することができます。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

#### 【区が調達を推進する環境物品等の分野と主な品目例】

| 番号 | 分野                | 主な品目                    |
|----|-------------------|-------------------------|
| 1  | 紙類                | コピー用紙、フォーム用紙、トイレットペーパー等 |
| 2  | 文具類               | ボールペン、ファイル、付箋紙等         |
| 3  | オフィス家具等           | 机、いす、棚等                 |
| 4  | 画像機器等、電子計算機等      | コピー機、パソコン、プリンタ等         |
| 5  | オフィス機器等           | シュレッダー、電卓等              |
| 6  | 移動電話等、家電製品        | 携帯電話、冷蔵庫、電子レンジ等         |
| 7  | エアコンディショナー等、温水器等  | 空調機器、給湯器等               |
| 8  | 照明                | LED 照明器具等               |
| 9  | 自動車等              | 乗用車、トラック等               |
| 10 | 消火器               | 消火器                     |
| 11 | 制服・作業服等、作業手袋、繊維製品 | 制服、作業服、作業手袋、カーテン等       |
| 12 | インテリア・寝装寝具        | カーペット、毛布等               |
| 13 | 設備                | 太陽光発電システム、節水器具等         |

| 番号 | 分野     | 主な品目        |
|----|--------|-------------|
| 14 | 災害備蓄用品 | 保存水、非常食、毛布等 |
| 15 | 公共工事   | 建設資材、工法等    |
| 16 | 役務     | 印刷、清掃、輸配送等  |
| 17 | ごみ袋等   | プラスチック製ごみ袋  |

### (3)対象製品の調べ方

#### ①グリーン購入ネットワーク（GPN）

グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「GPNデータベース（エコ商品ねっと）」、(<https://www.gpn.jp/>) は、環境配慮型製品・サービスの日本最大級の環境情報データベースです。

カテゴリ検索やフリーワード検索などの機能があり、グリーン購入法適合製品や同等品を効率的に調べることができます。



#### ②環境ラベル

環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。環境ラベルが付与されている製品は、原則グリーン購入の対象製品となります。（※一部対応していない分野・品目もあります）

##### 【主な環境ラベル】

##### (1) エコマーク



##### (2) グリーンマーク



##### (3) 牛乳パック再利用マーク



##### (4) PETボトルリサイクル 推奨マーク



##### (5) 国際エネルギー スターロゴマーク



##### (6) FSC®マーク





### 3 環境配慮契約の推進

電力供給契約の締結にあたっては、温室効果ガスの排出削減のため、環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、二酸化炭素排出係数及び再生可能エネルギー導入状況等を考慮し、環境負荷の低い事業者を選定します。

施設 A



電力会社 C 社  
電気使用量 11,693 kWh  
CO2 排出係数 0.386  
CO2 排出量 4,514 kg-CO2

施設 B



電力会社 D 社  
電気使用量 11,492 kWh  
CO2 排出係数 0.555  
CO2 排出量 6,378 kg-CO2



## 改訂履歴

| 版数 | 制定日・改訂日   | 内容 | 備考 |
|----|-----------|----|----|
| 初版 | 令和8年3月31日 |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |
|    |           |    |    |